



平成18年10月6日

各位

会社名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 山口 紀夫
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

「第三者割当による新株発行」の中止等に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、平成18年8月22日に発表致しました『「第三者割当による新株発行」及び「株式併合及び単元株式数の変更」並びに「株主無償割当の新株予約権発行」に関するお知らせ』の内、「第三者割当による新株発行」を中止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお「株式併合及び単元株式数の変更」につきましては、「定款の一部変更」の議案を含めて予定通り10月24日開催予定の臨時株主総会に付議いたします。また、平成18年8月22日開催の取締役会において決議しました「株主無償割当による新株予約権発行」につきましても本新株予約権を発行する理由及び発行要領の一部を変更決議してありますが、当初の日程に従って発行いたします。

記

1. 「第三者割当による新株発行」中止の理由

当社は本件第三者割当につきましては株式会社VTキャピタルを割当先としておりますが、このたび同社の親会社であるVTホールディングス株式会社から内部事情により引き受けを中止したい旨の申し入れがありましたので、本日開催の当社取締役会において本件第三者割当を中止する決議をいたしました。

2. 中止する本件第三者割当の概要

- | | | |
|--------------|-------------|----------------|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 | 17,000,000株 |
| (2) 発行価額の総額 | | 1,003,000,000円 |
| (3) 払込期日 | | 平成18年12月4日(月) |
| (4) 割当先及び株式数 | 株式会社VTキャピタル | 17,000,000株 |

3. 本件第三者割当中止による当社への影響

本件第三者割当中止が当社の業績に与える影響は軽微であります。なお、当社は「安定株主の確保」「事業拡大のための経営支援」「資金調達」の3点を引き続き必要としており、今後VTホールディングス株式会社

以外の相手先の事業支援の可能性を探ってまいります。

4. 「株主無償割当による新株予約権発行」の発行要領の変更

本日の当社取締役会で決議しました「第三者割当による新株発行」の中止にともない一部を変更いたします。

8月22日付けのお知らせの変更点

<変更前>

1. 新株予約権を発行する理由

(2) 単元株式数未滿の割当株式の買取り

「株式併合及び単元株式数の変更の件 定款の一部変更の件（授權資本の減少、単元株式数1,000株を100株へ変更等）株主以外の者に対し、特に有利な発行価額をもって新株を発行する件の議案が全て承認可決されることを前提としております。」

2. 新株予約権の発行要項

(11) 行使価額の調整

「ただし、平成18年10月24日に開催される当社臨時株主総会の「株式併合の件」が承認可決された結果として株式併合が行われる場合及び同臨時株主総会の「第三者割当増資による新株発行の件」が承認可決された結果として新株式が発行される場合については、行使価額の調整を行わない。」

(20) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

「なお、権利行使価額である59円については、平成18年10月24日に開催される当社臨時株主総会の「株式併合の件」が承認可決された結果として行われる株式併合及び同臨時株主総会の「第三者割当増資による新株発行の件」が承認可決された結果としての新株式の発行を理由とした調整を行わない」

(23) 上記各項については、平成18年10月24日開催の当社臨時株主総会において、「株式併合及び単元株式数変更の件」、「定款一部変更の件」、「株主以外の者に対し、特に有利な発行価額をもって新株を発行する件」が承認可決されること並びに証券取引法による届出の効力が発生することを条件とする。

<変更後>

1. 新株予約権を発行する理由

(2) 単元株式数未滿の割当株式の買取り

「株式併合及び単元株式数の変更の件 定款の一部変更の件（授權資本の減少、単元株式数1,000株を100株へ変更等）の議案が全て承認可決されることを前提としております。」

2. 新株予約権の発行要項

(11) 行使価額の調整

「ただし、平成18年10月24日に開催される当社臨時株主総会の「株式併合の件」が承認可決された結果として株式併合が行われる場合については、行使価額の調整を行わない。」

(20) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

「なお、権利行使価額である59円については、平成18年10月24日に開催される当社臨時株主総会の「株式併合の件」が承認可決された結果として行われる株式併合が承認可決された結果としての新株式の発行を理由とした調整を行わない」

(23) 上記各項については、平成18年10月24日開催の当社臨時株主総会において、「株式併合及び単元株式数変更の件」、「定款一部変更の件」が承認可決されること並びに証券取引法による届出の効力が発生することを条件とする。

「備考」

10月24日開催予定の臨時株主総会の議案の取り下げについて

本件「第三者割当による新株発行」の中止にともない、当社は本日開催いたしました取締役会において10月24日開催予定の臨時株主総会に付議する第3号議案「株主以外の者に対して特に有利な発行価額を持って新株を発行する件」を取り下げることにいたしましたのでお知らせいたします。株主の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以上